

## 「文部科学省 学校施設整備指針」

文部科学省が作成している「学校施設整備指針」とは、自治体などの学校設置者が学校施設を計画する際の「学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもの」である。

最初の整備指針が平成4年に作成された後、学習指導要領の改訂や社会状況の変化に対応するために8度の改訂が行われてきた。現在の整備指針は、平成31年3月に改訂されたものである。

なお、各留意事項は、「～ 重要である。」、「～ 望ましい。」、「～ 有効である。」の3段階に分けて記述されている。

小学校施設整備指針	目次		
		めのスペース	第2 屋外運動施設
		第7 体育施設開放促進のためのスペース	第3 屋外教育環境施設
第1章 総則			第4 緑地
第1節 学校施設整備の基本的方針		第8 児童生徒地域交流施設	第5 その他の屋外施設
第2節 学校施設整備の課題への対応		第9 講堂	
第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備		第10 管理関係室	第7章 構造設計
第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備		第4章 各室計画	第1 基本的事項
第3 地域と連携した施設整備		第1 基本的事項	第2 上部構造
第3節 学校施設整備の基本的留意事項		第2 学習関係諸室	第3 基礎
		第3 屋内運動施設等	第4 既存施設の耐震化推進
		第4 生活・交流空間	第5 その他
		第5 共通空間	
第2章 施設計画		第6 地域と学校の連携・協働のためのスペース	第8章 設備設計
第1節 校地計画		第7 体育施設開放促進のためのスペース	第1 基本的事項
第1 校地環境		第8 児童生徒地域交流施設	第2 照明設備
第2 周辺環境		第9 講堂	第3 電力設備
第3 通学環境		第10 管理関係室	第4 情報通信設備
第2節 配置計画			第5 給排水設備
第1 全体配置		第5章 詳細設計	第6 空気調和設備
第2 校舎・屋内運動施設		第1 基本的事項	第7 防災設備
第3 屋外運動施設		第2 内部仕上げ	第8 その他の設備
第4 その他の施設		第3 開口部	
		第4 外部仕上げ	第9章 防犯計画
第3章 平面計画		第5 学校用家具	第1 基本的事項
第1 基本的事項		第6 その他	第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策
第2 学習関係諸室			第3 建物の防犯対策
第3 屋内運動施設		第6章 屋外計画	第4 防犯監視システムの導入
第4 生活・交流空間		第1 基本的事項	第5 通報システムの導入
第5 共通空間			第6 その他
第6 地域と学校の連携・協働のた			

## 学校施設整備基本構想の在り方について(抜粋、要約)

(平成25年3月、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)

文科省が設置した協力者会議が作成した本報告書は、各自治体の学校施設全体の中長期的な整備方針等を策定する際の基本的な考え方やプロセス、中長期的に目指すべき学校施設像を描く際に参考になると考えられる具体的な整備事例等を示している。

### ■ 学校施設全体の整備方針の必要性

- ▶ 各自治体の教育振興施策に関する基本的計画を達成していくためには、教育（ソフト）と学校施設（ハード）を一体的に考え、教育（ソフト）と同様に学校施設についても中長期的な整備方針を策定することが重要である。
- ▶ 学校施設が克服すべき様々な課題に確実に対応していくために、学校施設全体について、学校施設として目指すべき姿に照らして、学校施設が抱える課題の全体像を的確に把握し、予算状況等も勘案しながら優先順位を付け、学校施設の機能を高める施設整備を計画的、効果的に進めることが重要である。
- ▶ 公共施設全般の適正規模・適正配置の在り方について見直しを行う必要から、他部局と連携しつつ、区域全体を見通した学校施設の中長期的な整備方針を策定し、計画的に整備を進めることが極めて重要である。

### ■ 学校施設全体の整備方針を策定することによるメリット

学校施設整備の必要性、教育上・安全上の効果等を整備方針という形で「見える化」することは、計画的に予算を確保し、整備を実施する上で有効である。

また、児童生徒数の中長期的な動態を踏まえて施設整備の方針を立てることにより、真に必要な施設を合理的な理由に基づいて早い時期に整備することができるほか、短期的な視点に基づいて整備を行うことに起因する不要な施設の整備を防ぐことができる。

さらに、計画的な整備を行うことにより、将来の教育内容・方法を見越した機能水準が向上し、学習環境の高度化・多機能化を図ることができるほか、以下のようなメリットもある。

- ▶ 学校施設間で施設や機材の相互利用・共同利用を進めることで、個別施設ごとの対応では困難な学習環境の高度化を図ることができる。
- ▶ 体育施設や文化施設、図書館等の学校以外の文教施設との連携・施設の複合化を進めることで、学校だけでは対応が困難な学習環境の高度化、多機能化を図ることができる。

### ■ 学校施設整備基本構想の位置付け

基本構想は、域内の学校施設全体を計画的に整備していく上で、次のとおり位置づけられる。

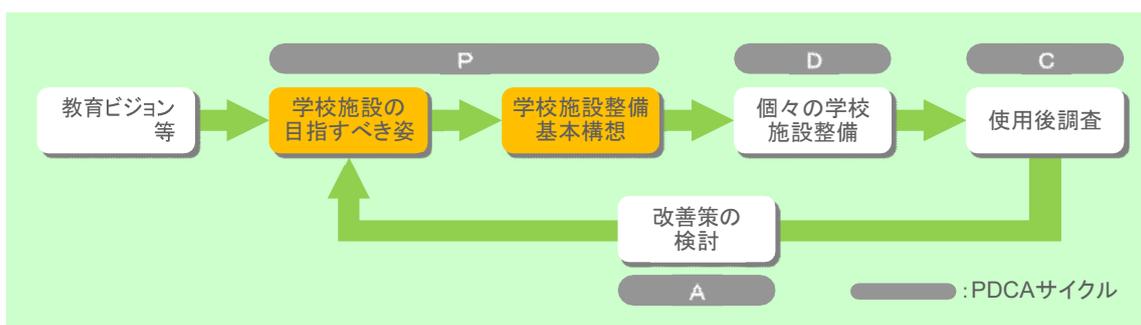


図1 学校施設整備基本構想の位置付け

- 基本構想を検討するに当たっては、まず、各自治体が目指す教育を実現するために必要な機能とともに学校施設としての基本的な条件を備えた、中長期的に目指すべき理想的な学校施設像を「学校施設の目指すべき姿として示すことが重要である。
- その上で、学校施設全体について、目指すべき姿を基に現状把握を行い、目指すべき姿の実現に向けて効率的・計画的に整備するための中長期的な方針として基本構想を策定することとなる。
- その後、基本構想に従って、複数年にわたる具体的な整備スケジュールを示した年次計画を策定、年次計画に従って個々の学校の整備計画を策定、個々の学校の整備計画に従って実際の学校施設整備を行うことになる。
- 学校施設の使用開始後に、設計意図どおり使用されているかどうかや課題について教職員や児童生徒、保護者等に対するアンケート等により使用後調査を実施し、その結果を目指すべき姿等の見直しを行う際に取り入れるなど、中長期的なPDCA サイクルに基づいた効果的、効率的な整備を行っていくことが重要である。

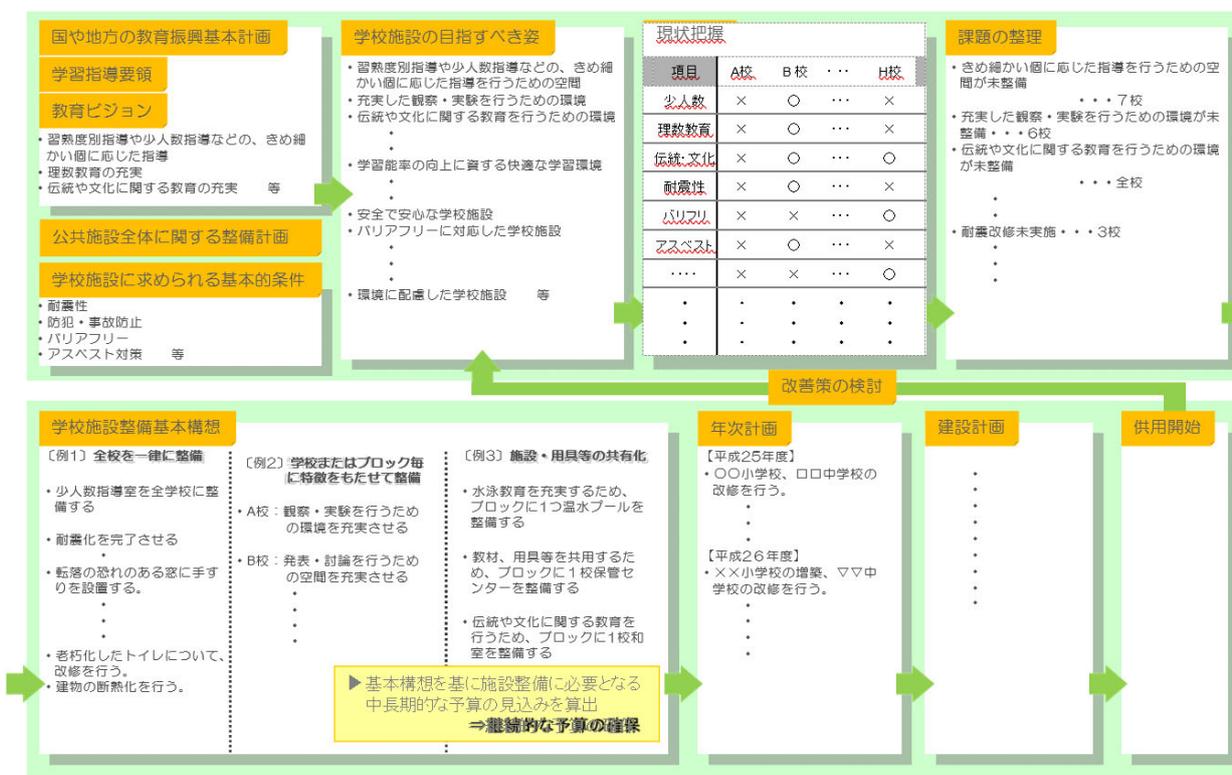


図2 学校施設整備基本構想の策定プロセス

## ■ 学校施設の目指すべき姿の検討の考え方

- 目指すべき姿は、各自治体が目指す教育を実現するための、中長期的に目指すべき学校施設像である。
- 目指すべき姿を検討するに当たっては、国や地方の教育振興基本計画や学習指導要領のほか、各自治体の教育ビジョンなどに掲げられた施策を基本として、それらを実現するために学校施設としてどのような機能が必要となるかを検討することが重要である。
- また、以下の例のように、施設に触発されて新しい教育内容・方法への取組が促進されるという視点を踏まえて目指すべき姿を設定することも考えられる。
  - 教室と一体的に多目的スペースを整備することにより、例えば、習熟度別学習やチーム・ティーチングなどの多様な学習集団・学習形態への取組を促す。

- 図書室を校舎の中心で各教室からアプローチしやすい場所に配置したり、コンピュータ室と一体的に整備したりすることにより、各教科の授業での調べ学習や実験・観察のまとめなどに積極的に活用できるようになり、子どもたちの自主的・自発的な学習を促す。
- 十分な大きさを持つ階段状の空間を校舎内に整備することにより、学習成果等の発表や討論などの教育活動の場として授業で活用することを促す。
- 環境に配慮した学校施設を整備することにより、環境教育の教材として学校施設を活用することを促す。
- 各教室にPCやプロジェクタ等を整備し、ICT機器をいつでも利用しやすい環境を整えることにより、ICTを活用した授業への取組を促す。
- その際、学校施設整備は各地方公共団体の教育行政のソフト面の施策と連携しながら進めることが不可欠であることから、目指すべき姿はハード面の整備内容だけで記述するのではなく、連携するソフト面の施策と関連付けて記述することが重要である。
- また、質の高い教育を実現するためには、目指すべき姿にソフト面の施策に対応した項目だけでなく、耐震化、老朽化対策やバリアフリー化など学校施設として備えておくべき基本的な条件に関する項目についても盛り込むなど、各自治体が理想とする学校施設像を総合的に示すことが重要である。
- その際、学校施設評価の報告書において示した5分野（安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性）を参考として総合的な観点から目指すべき姿を設定することが考えられる。
- そのほか、学校施設を含めた公共施設全体に関する整備計画を定めている場合には、当該計画を踏まえて目指すべき姿を検討することが重要である。

#### ■ 学校施設整備基本構想策定の考え方

- 現状把握により浮かび上がってきた学校施設における課題への対応策の全体像を整理することにより、学校施設全体の中長期的な整備方針である学校施設整備基本構想を策定する。
- その際、浮かび上がった課題への対応策を単に列記するだけでなく、以下の点も考慮しながら整理し、基本構想としてまとめることが重要である。
  - 課題の解決に当たり、施設整備（改築、改修等）を伴うものと、学校運営の工夫（余裕教室や近隣公共施設の活用等）により対応できるものとの整理することが重要である。
  - 施設整備を伴う場合、老朽化の進展度合いや目標耐用年数、ライフサイクルコスト等を踏まえ、これまで改築により対応していたものを長寿命化のための改修により既存施設を引き続き利用できないかについて検討することが重要である。
  - 今後の児童生徒数の中長期的な増減等を見据えた学校施設の適正規模・適正配置の在り方を踏まえて検討を行うことが重要である。
  - 公民館や図書館など他の公共施設との連携、複合化等について検討することも考えられる。

#### ■ 基本構想策定・活用プロセスの事例紹介

1. 東京都北区「北区立小・中学校整備方針」
2. 東京都世田谷区「新たな学校施設整備基本方針」
3. 東京都板橋区「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」
4. 東京都品川区「品川区学校改築計画指針」
5. 宮崎県宮崎市「宮崎市学校施設整備基本計画」
6. 福岡県嘉麻市「嘉麻市学校施設整備基本構想」

学校施設整備方針を策定・公開している人口 20 万人以上の区市町村  
(武蔵野市、国立市、小田原市は 20 万人未満)

新宿区[34]	新宿区立学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等について (平成 4)
江東区[52]	江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方 (平成 24)
品川区[40]	品川区学校改築計画指針 (平成 14)
目黒区[28]	望ましい規模の区立中学校の実現を目指して (平成 24)
世田谷区[91]	新たな学校施設整備基本方針[第 2 次] (平成 26)
中野区[33]	中野区立小中学校施設整備計画 (平成 29) 中野区立小中学校施設改築等整備の考え方 (平成 19)
杉並区[57]	杉並区立小中学校老朽改築計画 (平成 26)
豊島区[29]	豊島区立小・中学校改築計画 (平成 26)
北区[35]	北区立小・中学校整備方針 (令和元) 北区立小・中学校整備方針 (平成 25) 北区立小・中学校整備方針 (平成 17) 北区立小・中学校施設のあり方検討委員会報告書
板橋区[57]	板橋区立学校施設標準設計指針 (平成 28) 板橋区の学校施設のあり方 (平成 21)
葛飾区[46]	葛飾区立学校改築における標準的な施設規模の策定について (平成 26)
江戸川区[70]	学校改築における中学校施設のあり方について (平成 23) 学校改築における小学校施設のあり方について (平成 21) 学校施設改築の基本的な考え方について第一次報告 (平成 19)
府中市[26]	府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案 (平成 30)
武蔵野市[14]	武蔵野市学校施設整備基本計画 (令和 2)
調布市[23]	調布市学校施設整備方針 (平成 31)
国立市[7]	国立市学校施設整備基本方針 (平成 30)
横浜市[374]	横浜市小・中学校施設計画指針 (平成 14)
相模原市[72]	相模原市学校施設長寿命化計画 (令和 2)
藤沢市[43]	藤沢市立学校施設再整備基本方針 (平成 27)
茅ヶ崎市[24]	茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針 (平成 29)
小田原市[19]	小田原市学校施設整備基本方針 (平成 26)
新潟市[79]	新潟市学校施設整備指針 (平成 31)
堺市[82]	堺市学校施設整備計画 (令和 2 年)
枚方市[39]	枚方市学校施設整備計画 (平成 27)
福山市[46]	福山市学校施設整備長寿命化計画 (令和 2 年)
高松市[41]	高松市学校施設整備指針 (記載なし)
久留米市[30]	久留米市学校施設長寿命化計画 (令和 2)
宮崎市[39]	宮崎市学校施設長寿命化計画 (平成 31)
那覇市[31]	那覇市学校施設等長寿命化計画 (平成 31)

※人口[万人]

※「学校施設の目指すべき姿」のみ簡潔に記述されているものも含まれている。

東京都区部において策定・公開されている学校施設整備方針の構成内容(2013年時点)

	文書名	検討体制	学校施設整備基本構想の位置づけ	現状・課題の整理		学校施設に関する取り組み						整備計画	
				現状	課題	学習活動への適応性	快適性	環境への適応性	安全性(防犯、防災)	地域との関係性	改築・改修に関する考え方	改築にあたり(進め方、選定方法など)	見込まれる改築・改修経費
江東区	江東区立小中学校の改築・改修に関する基本的な考え方(H24.11)	江東区立小中学校改築・改修検討委員会 ◆教育委員会 ◆教育委員会 ◆教育委員会 ◆教育委員会	「江東区の基本構想」(H21.3)「江東区長期計画」(H22.3)「教育推進プラン-江東」(H22)との整合性を図ったもの。 ◆首長部局 ◆教育委員会	・教育方法および教育内容の多様化 ・放課後支援への対応 ・自然環境への配慮・防災への対応 ・学校施設の向上(ポトムアップ) ・施設の長寿命化 ・情報化と情報教育への対応 ・安全・防犯への対応・地域連携への対応	・改築・改修経費の確保(仮校舎の確保/手法・手順の設定/期間中の諸課題) ・改築・改修後の維持管理経費について ・計画的な改築、改修の推進 ・施設の長寿命化、バリアフリー化の推進とライフサイクルコストの低減 ・建築関係法全への適合 ・現行法令に適する施設への対応	・特別支援教育の推進 ・情報基礎整備の推進 ・35人学級制や少人数学習への対応、商法基礎整備の推進 ・多目的室や教室から連続したOSの充実	・温かみのある内外装の美観化 ・子どもたちの健康を守る環境の整備	・雨水利用や太陽光発電、屋上緑化(壁面緑化)・校庭芝生(CIG)、ピトープ等のエコスクール(環境共生型学校施設)の推進 ・CO2削減の推進 ・資源の再利用	・防犯対策の整備とセキュリティアップの明確化 ・密着対策としてのプール屋根の整備 ・防災設備の整備と充実 ・非構造物材の耐震化 ・雨水貯留施設等の積極的な設置(改築時)	・地域の交流・連携の拠点となる施設 ・地域ニーズに合わせた学校施設の有効利用 ・江東きっずクラブの整備と充実	学校改築・改修の計画的な推進。特色のある教育に対応した学校づくり。環境にやさしい学校づくり。防災に強い学校づくり。安心安全の学校づくり。地域とともに育てる学校づくり (改築)S56以前は50年経過したもののS57以降は65年経過したものの期間:4年(改修)計画は25年、2回目以降は20年経過したものの期間:2か年	・改築・改修予定のある学校へ在学中や入学する児童・生徒の保護者、地域住民への周知のため、計画時点から学校や地域に説明し理解を得ていくことが望ましい ・長期的な視点と適切な周知と説明を行うことで学校や地域住民の理解と協力を得る事が必要不可欠 1校あたりおおよそ20~30億円、改築には10~15億円が見込まれる。	(改築・改修実施)平成25~31年度までに改築対象校4校および改修対象校22校。平成32年以降に24校。(経費)1校あたりおおよそ20~30億円、改築には10~15億円が見込まれる。
品川区	品川区学校改築計画(H14.5)	学校改築検討委員会 ◆教育委員会 ◆首長部局 ◆中学校長	「品川の教育改修プラン21」(H11)を踏まえ策定。	注1	注1	・小中連携教育の推進 ・情報環境の充実した学校づくり ・小学校:普通教室、多目的スペース・OS、特別教室 ・中学校:教科教室型校舎、多目的スペース・OS、特別教室の統合等	・多様な学習形態、弾力的な集団活動を可能とする学校づくり ・バリアフリーに対応した学校づくり ・子どもたちが生き生きと過ごせる学校づくり	・環境と共生できる学校づくり ・校地利用計画(防犯) ・各部位の配置プランに関する基本条件(防災拠点)	・生涯学習を支援する開かれた学校づくり ・まちづくり調和のとれた学校づくり ・複合化への対応と学校づくり	・基本計画は骨格を決めるものであり、充分な時間の確保が重要 ・他施設との複合化、情報・設備システム上の新たな課題にも対応を配慮 ・教育の多様化、環境への配慮、生涯学習の推進等に対応できる学校施設の計画にあたってはコスト計画に充分に配慮	・校地利用計画・各部位の配置プランに関する基本計画 ・計画の時点で学校関係者にその内容について説明するとともに、既に建設された学校の規模や意見を聞く機会を設ける等の過程が重要である		
世田谷区	新たな学校施設整備基本方針(H18.3)	教育環境等検討委員会 ◆教育委員会 ◆首長部局 ◆中学校長	「世田谷区基本計画」(H17~26)のもと、「世田谷教育ビジョン」の実現に、「公共施設整備方針」、「世田谷環境基本計画」と整合性を図ったもの 本計画期間:平成18~26年度	・これまでの学校改築計画 ・これまでの改築実績 ・財政状況 ・学校施設の維持、改修の現状 ・児童、生徒数の現状 ・学校施設を取り巻く環境の変化(災害への対応、公共施設の合築・複合化への対応)	・学校施設整備の遅れ(学校改築のペース、長期的見直し) ・コスト削減と財源の確保(財源の確保と校あたりの経費削減、改築コストの削減、改築承諾料の負担、国庫補助基準の制限と対応) ・環境、安全安心への配慮 ・学校の適正規模化	・特別支援教育の推進 ・情報基礎整備の推進 ・少人数教育に対応できる施設 ・多目的スペースを確保しつつコンパクトな校舎 ・教室と連続した大きなOSなどは設けない ・中学校は、教科教室型ではなく特別教室型の教室配置を原則とする	・室内環境 ・子どもたちの健康を守る環境の整備	・自然環境への配慮 ・資源の再利用 ・環境負荷の低減	・防犯対策の充実 ・耐震性の向上 ・耐震補強工事の早期完了	・公共施設の合築、複合化への対応 ・地域教育基盤機能への対応 ・地域ニーズに合わせた複合化 ・環境に配慮した校舎整備 ・情報基礎の整備 ・学校施設の有効利用 ・街づくり事業と連動した改築	・コスト削減、計画的効率的な改築 ・学校施設の安全性の向上 ・バリアフリー化の推進 ・地域教育基盤への貢献と複合化 ・環境に配慮した校舎整備 ・情報基礎の整備 ・学校施設と連動した改築 ・街づくり事業と連動した改築 ・学校適正配置等の推進	(進め方)検討委員会の手順を直し、総コストを設計仕様を初め可視化する中で検討を進める。 改築・3~5年要しているプロセスを3年以内に短縮 改修:施設の長寿命化のための計画的改修(選定方法)既存施設の老朽度に関する事項、地域の児童数・生徒数に関する事項、経済的効果に関する事項	前期:平成4~18年度36校 中期:平成19~33年度42校 後期:平成34~43年度18校 財源の確保と1校あたりの経費削減、改築コストの削減、改築承諾料の負担、国庫補助基準の制限と対応
中野区	中野区立小中学校施設改築整備の方針(H19.8)	◆PTAの代表者 ◆地域の代表者 ◆公民区民 ◆中学校長 ◆首長部局 ◆教育委員会	「中野区教育ビジョン」(H17.5)が指し示す目標を踏まえ策定した報告書をもとに基本となる考え方を明らかにしたもの 「中野区立小中学校再編計画」(H17)を踏まえ、その際、学校の統合にあわせて2校の校舎の全面的改築を計画	・学校を支援する人的配置 ・学校連携 ・学校施設の情報化 ・学校施設の有効利用 (地域学習学習館、体育施設の地域利用、子どもたちのための学校施設の有効活用、地域の防災拠点) ・学校の再編	・校地の確保 ・学校施設の現状と課題(バーモント型教室が対応できない状況、構造上の教室転用難、バリアフリー化、地域利用の区分や同様の確保、普通教室の断熱性の課題) ・特別教室の配置 ・室内設備の充実 ・学校全体の情報化 ・コンピュータ教室の整備 ・学校図書館のネットワーク化 ・校務センターその他の管理運営 ・各教室及びそのまわりの多様な教室の配置 ・多目的スペースの設置 ・集団編成や多様な学習形態への対応、学習活動の中心学校図書館・学校図書館の役割、機能の充実 ・OS透明化との関係切り ・多目的スペースの間仕切り ・多目的スペースの間の一体感あるもの ・保健室の充実・教育相談、カウンセリング	・潤い空間の確保 ・内装などの工夫 ・ぬくもりの演出 ・手にふれるもの的重要性 ・場所、使い方に合わせた家具 ・維持管理がしやすい施設 ・ランニングコストに配慮した計画 ・快適な音環境の実現	・快適で健康的な室内環境の実現 ・すこやかなり温熱環境の実現 ・自然体験ができる環境の整備 ・緑豊かな環境の整備 ・エネルギー消費を抑える施設 ・地球環境の大切さを感じ、学ぶ教材となるエコスクール ・長く使う施設	・放課後の居場所や子ども遊び場としての学校 ・外部からの侵入に対する対策 ・災害時の避難所 ・事故の防止と災害への対策	・地域の人々が活用、管理しやすい学校施設 ・地域の木材の活用をしやすくする学校施設 ・誰も利用できる学校施設	・移転等の実施 ・近隣の環境や景観に配慮した建物配置 ・建物の層階化、立体化する校地の有効利用 ・地域施設としての学校施設を意識した周辺環境整備 ・校地の環境にあわせて建設方法の工夫	・住民参加による目標の設定と特色づくり ・専門家の役割と多様な意見の集約 ・一定の検討期間と検討予算の確保 ・地域施設としての学校施設を意識した周辺環境整備 ・校地の環境にあわせて建設方法の工夫	近年の児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化に対応するため、平成17年度までの15年間に小学校を28校から2校に、中学校を14校から9校に再編することとしている。	
北区	北区立小・中学校整備方針(H25.3)	◆教育委員会 ◆首長部局 ◆中学校長 ◆学識経験者	「北区教育ビジョン2005」(H17)「北区立小・中学校施設あり方検討委員会報告書」(H16.3)を踏まえ「北区立小・中学校整備方針」を策定 「H17」策定した前方針を改定したものである	・基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす教育環境の整備(学習空間の充実) ・安全とろうをおいをもたらす施設環境の実現(生活空間の充実) ・北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、コミュニケーションや防災の拠点としての施設整備(地域との連携の充実)	・少人数学習、総合的な学習の時間、特別活動に対応する施設整備 ・学校図書館の充実 ・体育館の充実 ・校内LAN等、ICTに対応した教室整備 ・特別支援教育に対応する施設整備 ・多様な学習展開を可能にする教室整備・相談機能の充実 ◆小学校:普通教室と多目的スペースを連続させたオープン型教室の採用 ◆中学校:従来の普通教室を基本に、特別教室等を充実させる方式の導入(施設構成、教室大きさ記載あり)	・設備、教員の多様化や大型化に対応した学習空間の確保 ・誰もが快適に通うことができるバリアフリー化の推進 ・施設環境の充実	・地球環境に配慮した施設整備と環境教育への活用	・児童、生徒が安心して学校生活を営む防犯機能の充実	・地域開放に配慮した施設整備 ・地域、保護者、学校との協働の場となる部屋の確保 ・放課後に児童の居場所となる放課後子どもプランの活動場所の整備 ・複合化	・可能な限り限りの施設と複合化の検討 ・基礎的、基本的な学力の定着と個性を伸ばす教育環境の整備 ・小学校、普通教室と多目的スペースを連続させたオープン型教室 ・中学校:従来の普通教室を基本に、特別教室等を充実させる方式の導入(工事期間) ・一定期間経過した時点で、視察、調査やアンケート等を実施できる場合:4年代替場所を確保できない場合:5年	・基本構想、基本計画の段階から関係校を中心として委員会を設置し、基本的な条件を調査、検討するとともに意見を求め、施設計画に反映 ・具体的な設計図の作成打聞においても必要に応じて関係者の意見を聞き、設計、工事を実施 ・一定期間経過した時点で、視察、調査やアンケート等を実施できる場合:4年代替場所を確保できない場合:5年		
板橋区	板橋区立学校施設あり方検討委員会報告書(H21.3)	◆教育委員会 ◆首長部局 ◆学識経験者 ◆中学校長	「いたばしNo.1実現プラン」(平成20年1月)を受けいたばしの教育ビジョン」(平成20年7月)に策定 ◆本報告書は以上を踏まえ、「基本方針」と「検討課題」の検討結果を整理したもの 注2	・教育ビジョンと学校施設整備 ・学校施設整備の目標 ・計画学級数 ・多目的スペースの整備 ・面積の手当が必要となる可能性のある諸施設	・計画学級数 ・施設の長寿命化 ・学校の情報化 ・強化学習の場と運営方式 ・多目的スペースの整備 ・教科学習を充実させることのできる施設構成・運営方式を検討 ・学年や教科のまとまりをつくる	・幼小、小中連携のための施設整備 ・建築環境、設備 ・工事期間中の配慮	・地球環境に配慮した施設整備	・防犯対策 ・安全性の確保 ・防災拠点としての施設整備 ・災害に強い学校施設	・地域の子育ての場としての学校 ・学校を支える地域の活動拠点	・教育環境の充実 ・生活、運動環境の充実 ・学校と地域の連携に学校施設が果たす役割 ・建築的諸課題に対応する	・目標を実現することのできる計画、設計段階の検討体制をつくる (現場の思いと教育ビジョンの理念を具体化して実施体制づくりと検討期間の確保、学校・地域・家庭と情報共有化を図る取り組み、家具まで含めたトータルな環境づくり)	・H22に3校の改築に着手する ・H19に大谷小(120~24)船堀小(121~25)第二西小(21~25)	
江戸川区	学校施設改築の基本的な考え方について(第一次報告書)(H19.9)	◆教育委員会 ◆首長部局 ◆学識経験者	「学校施設改築の基本的な考え方について(第一次報告書)」(H19.9)「学校改築における小中学校施設あり方について」(H21.3)「小中学校改築事業」に求められているもの~実現すべき社会的要請~ 注3	・老朽化している学校施設 ・児童、生徒数の現状と持来動向	・改築工事中の仮校舎や運動場の確保 ・そのための全体経費の増大	・学習環境の充実(ICT環境の整備、冷暖房設備の配備、特別支援学級関係諸室に柔軟に対応できる空間) ・多様な学習や将来の用途変更柔軟に対応できる、間仕切りの変更などが行える構造とする ・廊下や多目的室のスペースなどを活用し、普通スペースを工夫する ・中学校教室の形態は、学年や学級のまとまり、コミュニケーションを重視し、各学級の教室で授業を行うことを基本とした特別教室型とする	・生活空間としての環境づくり ・児童の居場所づくり(配慮、すくすくスクールは学校施設を最大限に利用) ・防音遮音、色彩の工夫、木質系素材の使用 ・施設のバリアフリー化	・環境への配慮(自然採光、通風を確保した校舎設計、環境教育への活用に対応した施設) ・レイアウトコストの削減 ・防災拠点機能の向上(災害時の電気容量の確保、物資・資機材倉庫を運動場と連携しやすい場所に確保) ・防災拠点機能の向上 ・改築・改修の計画を合理的に実施できる施設	・安全、安心な学校施設の推進 ・改築工事期間中の児童への配慮(安全対策への配慮、騒音対策、近隣の配慮) ・防災拠点機能の向上(災害時の電気容量の確保、物資・資機材倉庫を運動場と連携しやすい場所に確保) ・防災拠点機能の向上 ・改築・改修の計画を合理的に実施できる施設	・地域活動の拠点 ・屋内運動場、会議室図書室などの地域開放を考慮した配慮、管理面での配慮) ・まちづくりへの配慮 ・防災拠点機能の向上 ・施設の複合化、多機能化 (計画的な改築のために) ・改築校数の平準化 ・年度ごとの改築校数に改築期間 ・段階的な改築計画 ・まちづくり事業との連動 ・計画後期に生ずる新たな課題 ・経費負担の平準化 ・改築基金の活用	・改築の手順 ・改築期間の短縮と施設全体をとらえた改築 ・計画に ◆第Ⅱ期として平成30年度から26校、第Ⅲ期として平成39年度から残る26校の改築に、それぞれ着工し、おおよそ25年間で終了をめざす。 ◆学校改築に必要な経費の試算記載あり。		

## 北区立小・中学校整備方針

第1章 施設整備の基本的な考え方	1
1 小・中学校整備方針の位置づけ	1
2 整備に向けた4つの視点	1
第2章 整備のすすめ方	4
1 計画的な整備の実施	4
2 基本構想・基本計画	4
3 設計及び工事	4
4 関係者の参画と理解・合意の形成	5
5 整備後の説明及び事後調査	5
第3章 施設構成	6
I 小学校	6
1 施設構成の基本的な考え方	6
2 施設構成	6
II 中学校	8
1 施設構成の基本的な考え方	8
2 施設構成	8
III 小学校・中学校共通の事項	10
第4章 学校施設の複合化・地域開放等	15
1 学校施設の複合化	15
2 学校施設の地域開放	15
3 放課後子ども総合プラン	15
第5章 標準的な諸室の構成及び規模の考え方	16
1 整備の基準	16
2 大規模改修等による環境改善	16
資料編	19

## 新宿区立学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等について

はじめに	1
第一章 答申にあたっての視点	2
第二章 適正規模・適正配置の基本的な考え方	4
第1節 新宿区立学校の現況	4
1 小学校	4
2 中学校	5
3 幼稚園	5
第2節 小規模校の学校教育への影響	7
第3節 適正規模の考え方	9
1 小学校	9
2 中学校	10
3 幼稚園	11
第4節 適正配置の考え方	13
1 小学校	13
2 中学校	14
3 幼稚園	15
第三章 適正配置の具体的方策	17
1 小学校について	17
2 中学校について	18
3 幼稚園について	19
第四章 学校施設のあり方の基本的な考え方	20
第1節 学校施設のあり方の基本的命題	20
第2節 学校施設複合化について	21
1 学校施設複合化の視点	21
2 学校施設複合化の実現に向けての提言	22
第3節 学校施設のあり方と学校経営の将来的な課題について	24
第五章 答申の実現に向けて	25

## 武蔵野市学校施設整備基本計画

## 目次

第1章 学校施設整備基本計画について	- 1 -
1 計画策定の背景・目的	- 1 -
2 計画の位置付け	- 1 -
(1) 国の計画との整合	- 1 -
(2) 本市の他計画との関係	- 1 -
3 計画の対象	- 2 -
4 計画の期間と見直しのサイクル	- 3 -
第2章 学校施設整備の現状と課題	- 4 -
1 学校施設の保有状況	- 4 -
2 これまでの学校施設の整備状況	- 5 -
3 現状と課題	- 6 -
(1) 老朽化への対応	- 6 -
(2) 児童生徒数の推移と今後の推計	- 6 -
(3) 財政の現状と今後の予測	- 7 -
(4) 標準的な施設整備水準の確保	- 7 -
(5) 新たな教育的ニーズへの対応	- 8 -
(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	- 9 -
(7) 建築上の制約条件の変化への対応	- 9 -
(8) ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理	- 12 -
第3章 学校施設整備にあたっての考え方	- 13 -
1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	- 13 -
(1) これからの時代に求められる資質・能力を育む教育	- 13 -
(2) 自信を高め、意欲を育む教育	- 14 -
(3) 多様性を生かす教育	- 14 -
(4) 学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育	- 14 -
2 学校施設整備に向けた考え方	- 14 -
(1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設	- 14 -
(2) 安全でゆとりのある施設	- 15 -
(3) 地域のつながりを育てる施設	- 17 -
(4) 学校施設の機能・性能の維持・向上	- 18 -
第4章 計画、設計の具体的事項	- 21 -
1 施設規模	- 21 -
(1) 普通教室	- 21 -
(2) 面積	- 21 -
(3) 校舎（諸室面積基準）	- 21 -
(4) 校舎以外	- 22 -
2 施設の配置と整備方針	- 23 -
(1) 共通事項	- 23 -
(2) 個別事項	- 24 -
(3) 管理区分	- 28 -
第5章 整備スケジュールと費用の見直し	- 29 -
1 整備スケジュール	- 29 -
(1) 改築順序の基本的な考え方	- 29 -
(2) 劣化状況調査結果	- 29 -
(3) 具体的な改築順序	- 34 -
2 事業費（現段階の参考試算）について	- 37 -
第6章 整備の進め方	- 38 -
1 推進体制の確立	- 38 -
(1) 改築懇談会（仮称）の設置	- 38 -
(2) 庁内体制	- 38 -
2 計画的な整備の実施	- 38 -
(1) 改築の手順	- 38 -
(2) 工程と期間	- 39 -
(3) 議論の進め方	- 39 -
3 整備後の評価と次校整備への反映、本計画の見直し	- 40 -
参考資料	- 41 -
資料1 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会設置要綱	- 41 -
資料2 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員名簿・事務局名簿	- 44 -
資料3 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会等開催状況	- 46 -
資料4 素案に対するパブリックコメント概要と対応一覧	- 48 -
用語集	- 74 -

## 新潟市学校施設整備指針

○位置づけ	1
○適用範囲	1
I 基本方針	1
II 各計画方針	2
1 校地計画	2
(1) 校地面積	
(2) 校地環境	
(3) 周辺環境	
(4) 通学環境	
2 計画概要	4
(1) 長寿化対応	
(2) 環境負荷の低減	
(3) コスト削減	
(4) 小学校の施設整備	
(5) 中学校の施設整備	
(6) 義務教育学校等の施設整備	
(7) 多様な利用状況への対応	
(8) 避難所対応	
(9) 駐車場	
(10) 施設づくりへの住民参加	
3 配置計画	7
(1) 安全への配慮	
(2) 敷地の入口	
(3) 建物配置	
(4) グラウンド、プール配置	
(5) 緑地、校庭配置	
(6) 増築スペース等の確保	
4 平面計画	9
(1) 階数、立体構成	
(2) 機能別構成	
(3) 動線	
(4) 各種区画	
(5) 各室の配置	
(6) 開口部	
(7) 室の種別と平面構成	
5 各室計画	13
6 詳細設計	17
(1) 室の形状等	
(2) 各部の寸法	
(3) 安全対策	
(4) 使用材料等	
(5) 意匠	
(6) 仕上げユニット	
(7) 外部施設	
7 構造計画	21
(1) 長寿化対応	
(2) 地業	
(3) 構造等	
(4) 荷重	
(5) 防災対策	
(6) 落雪対策	
(7) 遮音、防振対策	
8 電気設備計画	22
(1) 照明、コンセント設備	
(2) 受変電設備	
(3) 通信、情報及び弱電設備	
(4) 防災設備	
(5) その他	
9 空調設備計画	25
(1) 冷暖房設備	
(2) 暖房設備	
(3) 換気設備	
(4) 扇風機	
10 衛生設備計画	26
(1) 衛生器具設備	
(2) 給水設備	
(3) 給湯設備	
(4) 排水設備	
(5) 消火設備	
(6) 厨房機器設備	
(7) ガス設備	
(8) グラウンド散水設備	
(9) 外構設備	
(10) 雨水処理施設	

## 府中市学校施設改修・長寿化計画素案

はじめに	3
第1章 本計画策定の背景と目的	4
1. 背景	5
2. 目的	6
第2章 本計画の位置付け	8
1. 本計画の位置付け	9
2. 学校施設に關連する計画	10
第3章 学校施設の現状と課題	13
1. 学校施設の役割とこれまでの整備の概要	14
2. 学校施設の保有状況	16
3. 学校施設の老朽化における現状と課題	19
4. 児童・生徒の教育環境における現状と課題	23
5. 新たな教育ニーズへの取組の現状と課題	36
6. 地域拠点としての学校施設の現状と課題	43
第4章 本市の老朽化対策の進め方	51
1. 老朽化対策の基本的な在り方について	52
2. 学校施設の整備計画におけるグループ分け	53
3. 老朽化対策の検討に当たって	57
4. 本市の老朽化対策の考え方	62
5. 教育環境の充実を図ることについて	65
6. 新たな教育ニーズへの対応について	68
7. 地域と連携し、地域の拠点となる学校について	69
8. 学校施設の整備スケジュール	72
9. 学校施設の整備費用	73
第5章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針	76
1. 目指すべき学校施設	77
2. 学校施設の全体整備方針	78
3. 学校施設における建物の整備方針及び配置方針	79
4. 学校施設における各諸室の整備方針	81
第6章 継続的運用方針	99
1. 本計画の見直しの考え方	100
2. 指針体制の整備	101
3. 今後の各学校における老朽化対策の進め方	102
資料編	105
資料1. 府中市学校施設老朽化対策推進協議会規則	106
資料2. 府中市学校施設老朽化対策推進協議会委員名簿	107
資料3. 府中市学校施設老朽化対策推進協議会審議経過	108

## 府中市 第5章 1

## 本市が目指すべき学校施設

### 1. 子供たちが毎日を健康で安全・安心に、生活し学ぶことができる学校施設

(出典：学校施設整備指針(文部科学省)、第2次府中市学校教育プラン(府中市))

### 2. 子供たちが生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けられる学校施設

(出典：教育振興基本計画(文部科学省)、第2次府中市学校教育プラン(府中市))

### 3. 学校と地域が連携、活性化し、地域で子供たちを育てていくことができる学校施設

(出典：地域参画による学校づくりのすすめ(文部科学省)、第2次府中市学校教育プラン(府中市))

### 4. 地域の方々の生涯学習・文化・スポーツ活動の場や災害時の避難所の役割を通じて、地域コミュニティの拠点となる学校施設

(出典：学校施設整備指針(文部科学省)、学校施設の長寿化改修計画策定に係る手引(文部科学省)、第2次府中市生涯学習推進計画(府中市)、府中市地域防災計画(府中市))

### 5. 公共施設の一つとして、施設の総量抑制や圧縮、財政バランスの維持に向けた手法の検討などの公共施設マネジメントの取組を実現できる学校施設

(出典：学校施設の長寿化改修計画策定に係る手引(文部科学省)、府中市公共施設等総合管理計画(府中市))